

○四万十市青少年健全育成会議規約

(名 称)

第1条 本会は、四万十市青少年健全育成会議と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、四万十市青少年健全育成会議を所掌する課に置く。

(目 的)

第3条 本会は、青少年健全育成の重要性を認識し、広く市民の総意を結集して、青少年関係団体・機関と連携を図りながら、明日の四万十市を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成を図るための諸活動
- (2) 青少年の犯罪及び非行防止のための諸活動
- (3) 連絡及び情報の交換
- (4) その他、この会議の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第5条 本会は、この会議の目的に賛同する団体及び個人で、運営委員会の承認を得たものをもって構成する。

(会 議)

第6条 本会の会議は総会及び運営委員会とし、それぞれ会長が招集し、議長となる。

2 総会は、毎年1回の定期総会及び会長が運営委員会に諮り必要と認めた場合の臨時総会とし、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更又は廃止
- (2) 事業の計画及び予算
- (3) 事業の報告及び決算
- (4) その他総会が必要と認めた事項

3 運営委員会は、次の事項を議決し、総会において報告する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他運営委員会が必要と認めた事項

4 総会及び運営委員会は、出席者の過半数の賛同を得て議決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(役 員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員の仕事)

第8条 会長は、この会議の業務を総理しこの会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を行う。

3 運営委員は、第6条第3項に定めるところによりその職務を行う。

4 監事は、会計を監査しその結果を運営委員会に報告する。

(役員の選任)

第9条 役員は、総会において選任する。

(役員の任期等)

第10条 役員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、運営委員会がこれを選出し次の総会の承認を求めるものとする。

3 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員はその任期が満了した後においても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(部 会)

第11条 本会には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、中村部会、西土佐部会とする。

3 部会は、会長または副会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第12条 本会の日常の事務並びに、会計を処理するために事務局を置く。

2 事務局長は、運営委員会において選任し、会長が委嘱する。

3 事務局職員は、事務局長が選任する。

4 事務局長が必要であると認めた場合、会長の承認を得て本会関係者以外の者を招へいすることができる。また、招へいされた者は、運営委員会、総会に出席し、発言することができる。

(会 計)

第13条 本会の会計年度は4月1日から、翌年3月31日までとする。

(経 費)

第14条 本会に要する経費は、市からの補助金、その他の収入をもってあてる。

(その他)

第15条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は令和4年7月28日より施行する

(経過措置)

2 この規約の施行の際、青少年健全育成四万十市民会議及び青少年育成西土佐会議の構成員であった者は、第5条の承認を得たものとみなす。